

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第18条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は別表4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員報酬の支払い日は毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第6条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、職員給与規程第25条に準じ、毎年6月30日及び12月10日とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1カ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、毎年9月25日及び3月25日に支給する。

- 3 評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条2項の規定に関わらず、上記に役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
会 長	月額 200,000円
理事長	月額 400,000円
常務理事（専任）	月額 300,000円

別表2（常勤役員退職金算定式）

役 職 名	退 職 金 算 定 式 (基準額×在任年数)
会 長	200,000円 × 在任年数
理事長（専任）	400,000円 × 在任年数
常務理事（専任）	300,000円 × 在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、1年未満は切り上げる。

別表3（非常勤役員等の報酬）

役職名等	報 酬 額
理 事	月額 20,000円
監 事	月額 20,000円
評議員	評議員会1回につき10,000円
上記の他、 法人業務の為の出席	1回 10,000円

別表4（職員給与との併給）

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて下表のとおり役員報酬を支給する。

役 職 名	役 員 報 酬
理事長	月額 50,000円
常務理事	月額 25,000円
理事	月額 15,000円

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年7月2日（定款認可の日）から施行する。
この規程は、平成14年6月1日から施行する。
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年8月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年7月2日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月21日から施行する。
（但し、別表4の職員給与との併給については、
平成29年4月1日から適用とする。
また、本規程の改正に伴い、退職慰労金及び功労金支給基準
は廃止する。）